

政府が1972年に出した通称「昭和47年政府見解」は、実は集団的自衛権の行使を禁じていなかった——この論理の下で安保法制が策定され、国会で審議が始まった。では、この47年見解とは何なのか。安倍内閣と徹底対峙する小西洋之議員が47年見解の真相を明らかにする。

この安保国会は日本社会の分水嶺です。安倍晋三首相は強行採決の後、事態を完全に固定化するため政権の座にあるうちに自衛隊の海外出動を命じるでしょう。つまり安保国会は日本が永久に平和主義を失い再び戦争をする国になるのか、それともこれを最後のチャンスとして乾坤一擲の闘いを仕掛け、安保法制を阻止し同時に安倍内閣を倒すか、二つに一つです。今こそ、国民の皆さまに、安保法制を阻止できる解釈改憲の究極の論点を一刻も早く共有していただきたいと考えています。

### 「外国の武力攻撃」の読み替え

2014年の7・1閣議決定に至るまで、集団的自衛権行使は「いわゆる限定的な集団的自衛権行使も含め、解釈変更によって可能とする余地すらなく、憲法改正以外に手段がない」と

いうのが一貫して確立していた政府の憲法9条解釈でした。それを破った「安倍総理の山口」ですが、9条についての数多くある国会答弁や政府見解のうち、唯一一言いがかりを付けることが可能であった「昭和47年政府見解」のみを取り出し、これを次のように読み替えることを強行したのです。

「7・1閣議決定に向かう検討の中で、47年見解を改めて読み直してみたら、実は、そこに書いてある9条解釈の論理の中に限定的な集団的自衛権行使が概念として含まれていることを発見した。この限定的な集団的自衛権行使が含まれている論理こそ、歴代政府の9条解釈の根幹たる「基本的な論理」というべきものである」

そもそも47年見解とは、9条解釈の基本論理を明らかにし、その評価・結論として集団的自衛権行使は違憲としているものであって、この読み替えには啞然とするしかありません。確かに、7・1閣議決定文には「これが、憲法第9条の下で例外的に許容される『武力の行使』」について、従来から政府が一貫して表明してきた見解の根幹、いわば基本的な論理であり、昭和47年10月14日に参議院決算委員会に対し政府から提出された資

## 小西洋之 民主党 参議院議員

# が語る

## これで 安保法制を 阻止できる！



編集部も 目からウロコ!!

1972年生まれ。民主党政調副会長、参議院憲法審査会幹事。2010年、総務省を退官し、千葉県選挙区で当選。復興特区法、障害者総合支援法、いじめ防止対策法などの数々の立法を行なう。

9条の下では、わが国に対する外国の武力攻撃が発生した場合の個別的自衛権の行使しか認められないとされていたのですから、この文章は当然「我が国に對する外国の武力攻撃によって」という意味、つまり「米國に對するイランの武力攻撃によって日本国民の生命等が根底から覆される事態（ホルムズ海峡の事例）」なども読めるはずだという驚愕の主張を展開し、そのように国会答弁もしています(3/24外交防衛委員会、5/27平和安全特別委員会)。なお、安倍内閣は日本国民の生命等が根底から覆るのを防ぐという自衛権行使を「限定的な集団的自衛権行使」と称し、単に他国防衛だけを目的とする「フルセットの集団的自衛権行使」は引き続き違憲としています。

いるものなのですが、しかし安倍内閣は「読み替え」の一環として、もともと一つの段落で書かれていた箇所を三つに構造分割し、「武力行使たる集団的自衛権行使は違憲」との「論理」を示す部分を単なる「帰結(あてはめ)」に貶め、そこに至るまでの二つの部分のみが憲法9条の「基本的な論理」だと主張しているのです。そして、昭和47年時点の帰結(あてはめ)では、そもそも法理として認められていた限定的な集団的自衛権は当然否定されることはなく、ただ、フルセットの集団的自衛権のみが否定されているのだと主張しているのです。

その上で7・1閣議決定においては、ホルムズ海峡事例などを基本的な論理②にあてはめ、

料「集団的自衛権と憲法との関係」(編集部注・47年見解)に明確に示されているところである」と明記されています。安倍内閣は結局、9条から論理的に集団的自衛権行使を可能とできず、さすがに70年近くの国会審議の積み重ねを無視するのは通らないと思っただけか、「元々あった政府見解に書かれていた。だから合憲だし、立憲主義にも反しない」と主張しているのです。そしてその根拠は47年見解の中の「外国の武力攻撃」という文言が、「我が国に對する外国の武力攻撃」という意味だ

### 基本的な論理 基本的な論理

## 昭和47年「政府見解」を勝手に三つに分け「基本的な論理」を捏造した政府のゴマカシ論法

憲法は、第9条において、…前文において、…第13条において、…わが国がみずからの存立を全うし国民が平和のうちに生存することまでも放棄していないことは明らかであって、自国の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な自衛の措置をとることを禁じているとはどうい解されない。

しかしながら、だからといって、平和主義をその基本原則とする憲法が、右にいう自衛のための措置を無制限に認めているとは解されないであって、それは、あくまで外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底からくつがえされるという急迫、不正の事態に対処し、国民のこれらの権利を守るための止むを得ない措置としてはじめて容認されるものであるから、その措置は、右の事態を排除するためとられるべき必要最小限の範囲にとどまるべきものである。

そうだとすれば、わが憲法の下で武力行使を行なうことが許されるのは、わが国に對する急迫、不正の侵害に対処する場合に限られるのであって、したがって、他国に加えられた武力攻撃を阻止することをその内容とするいわゆる集団的自衛権の行使は、憲法上許されないといわざるを得ない。

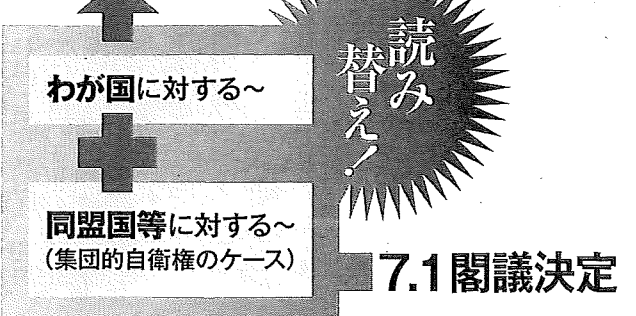
「新三要件」に基づく限定的な集団的自衛権は合憲(ただし、フルセットの集団的自衛権は違憲)

7.1閣議決定での 帰結(あてはめ)

## 7.1閣議決定を可能にした暴挙「昭和47年政府見解」の読み替え

「昭和47年政府見解」の作成者答弁 昭和47年政府見解の以前と以降すべての国会答弁と政府見解

わが国に對する～ 外国の武力攻撃によって日本国民の生命等が根底からくつがえされる



作成者が全肯定している 私には、この読み替えの暴挙を立証するため元官僚の経歴を活かし47年見解を情報公開請求しました。するとそこには、吉國一郎内閣法制局長官、真田秀夫次長、角田礼次郎第一部長の決裁印が押されていました。早坂剛主査の起案をこれら上司の3人が修正し10月7日に最終決裁したのですね。しかも、実は47年見解は、9月14日の参院決算委員会の審議でその作成を質疑者から要求された政府見解なのです。そこで私は、その議事録を精査してみました。するとそこには、47年見解の作成者である吉國長官が自国防衛を目的とする「限定的な集団的自衛権行使」を含めてあらゆ

る集団的自衛権行使が憲法9条において許容される余地はないと、繰り返し答弁していたのです。たとえば「他国防衛、つまり、集団的自衛権行使をやることは、憲法9条をいかに読んで読み切れない」、「我が国に外国の武力攻撃が発生した際に、やむを得ず自衛の行動をとることが、憲法の容認するぎりぎりのところ」など、集団的自衛権行使の限定容認の余地すらないことをはっきり明言しているのです。47年見解を作った当の本人がです。それを42年後に「読める」と言い張ることは絶対に許されません。そんなことをしたらわが国は法治国家、さらには日本語を使う国でなくなってしまう。

そしてさらに、47年見解の説

参議院議員 小西洋之事務所配布  
TEL: 03-6550-0915 (内線50915)  
FAX: 03-6551-0915  
※政策討議資料(配布は出版社の許可済み)

※文章中(P.16, P.17)の「フルセットの集団的自衛権」という文言は、「限定的な集団的自衛権」以外の集団的自衛権である「非限定的な集団的自衛権」の意味としてご理解下さい。(安倍内閣は、昭和47年政府見解の昭和47年当時の「帰結(あてはめ)」における「いわゆる集団的自衛権」という文言は、上記「限定的+非限定的」からなる「あらゆる全ての集団的自衛権」を意味するとしています。) 小西洋



Youtube ユーチューブ  
【昭和47年見解、小西、IWJ】で検索！！

2015/05/21  
「集団的自衛権行使容認の閣議決定」が覆る決定的根拠！  
「昭和47年政府見解」の知られざる真実を小西洋之議員が暴露！！



なぜ、解釈変更は「違憲」なのか？の具体的な説明。  
解釈改憲の根幹のからくり「昭和47年政府見解の恣意的な読み替え」を立証した解説です。  
ネット上には、30分と20分バージョンがありますが、ぜひ30分バージョンをご覧ください(冒頭から所要20分程度)。

※小西HPに関係資料を掲載しています。

昭和56年6月3日 角田 長官答弁

稲葉委員  
いわゆる他衛、他を守るということは自衛だ  
というふうになってくるのじゃないですか。  
・・・(略)外国が侵害を受けている...その  
結果として日本の国家の存立や何かに関係する  
という場合でも、日本は何もできないとい  
うことですか。

角田長官  
わが国に対する武力攻撃がなければ、わが国の  
自衛権の発動はないということを申し上げ  
たわけでありませぬ。

第98回国会 衆議院予算委員会(昭和58年2月22日) 対市川委員質疑

○角田(禮)政府委員  
集団的自衛権の行使を憲法上認めたいという  
考え方があり、それを明確にしたいというこ  
とであれば、**憲法改正という手段を当然とら  
ざるを得ない**と思います。したがって、**そ  
ういう手段をとらない限りできない**というこ  
toになると思います。

○安倍国務大臣  
法制局長官の述べたとおりであります。

○谷川国務大臣  
法制局長官の述べたとおりでございます。

※ともに「限定的な集団的自衛権」を明確に否定する答弁です。

第19回国会参議院本会議 昭和29年6月2日 衆議院〔抜粋〕

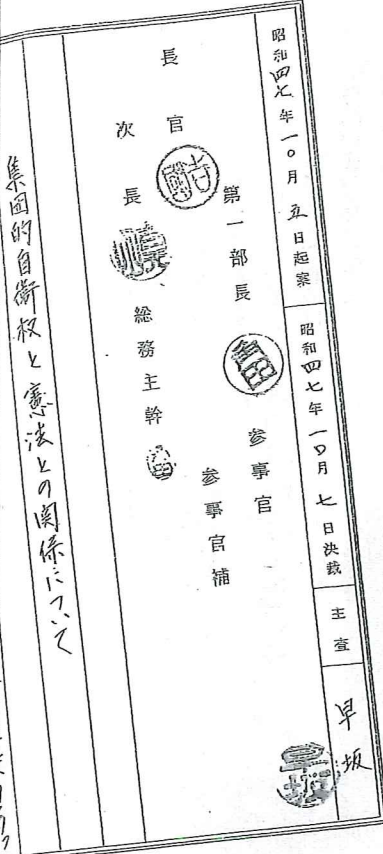
○鳩山首相 私は、只今議題となつた自衛隊の海外出動を為さざることに關する決議案について、その趣旨説明をいたさんとするものであります。先ず決議案文を朗読いたします。

自衛隊の海外出動を為さざることに關する決議

本院は、自衛隊の創設に際し、現行憲法の条章と、わが国民の熾烈なる平和愛好精神に照し、海外出動はこれを行わないことを、茲に改めて確認する。右決議する。

・・・何ものが自衛戦争であり、何ものが侵略戦争であつたかということ、結局は議論であつて、歴史上判明いたしません。故に我が国のごとき憲法を有する国におきましては、これを嚴格に具体的に一定しておく必要が確切であると思ふのであります。自衛とは、我が国が不当に侵略された場合に於て正当防衛行為であつて、それは我が国土を守るという具体的な場合に限るべきものであります。幸い我が国は島国でありますから、国土の意味は、誠に明確であります。故に我が国の場合には、自衛とは海外に出動しないということではなかりませぬ。如何なる場合においても、一度この限界を越えんと、際限もなぐ遠い外国に出動することになることは、先般の太平洋戦争の経験で明白であります。それは總論であつても、不便であつても、憲法第九條の存する限り、この制限は破つてはならないのであります。外国においては、過去の日本の影響が深く参み込んでいたために、今日の日本の戦闘力を過大評価して、これを恐る向きもあり、又反対に、これを利用せんとする向きも絶無であるとは申せないと申すのであります。さうな場合に、条約並びに憲法の明文が法律に類されることは、誠に危険なことであります。故にその危険を一切排除する上からいつても、海外に出動せずということを、国民の總意として表明しておくことは、日本国民を守り、日本の民主主義を守るゆゑであると思ふのであります。何とぞ講壇の御質問によつて、本決議案の可決せられんことを願う次第であります。

「昭和47年政府見解の読み替え」が違憲無効であることの立証は、当政府見解の作成者の意志以外にも、多数の観点から可能です。例えば、昭和29年の参議院本会議決議は、憲法9条で許容される自衛権について「日本が武力攻撃を受けた時の正当防衛行為」(これは7.1閣議決定以前の政府解釈と同じ)、すなわち、限定的な集団的自衛権の行使を真つ向から否定し、かつ、「将来の解釈改憲を禁止」しており、本決議に反して昭和47年当時の内閣法制局が限定的な集団的自衛権を許容する政府見解を作成するはずがありません。



当時の内閣法制局の吉國一郎長官、真田秀夫次長、角田礼次郎第一部長、早坂剛主査らの印鑑がおしてある。

み替えを完膚なきまでに否定する極めつきの証拠があります。実は、47年見解及び新三要件の「国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底からくつがえされる」という文言はこの国会審議で吉國長官が戦後議会で初めて使った表現だったので。そして、この文言を使つて、吉國長官は「我が国に対する外国の武力攻撃が発生し、日本国民の生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利が根底から覆されるおそれがある場合に、個別的自衛権を行使することまでは憲法が禁じているものではない、というのが憲法第九條に対する解釈の論理の根底である」と述べ、9條の解釈としてこの個別的自衛権の法理に並ぶ他の武力行使を容認する法理が存在しないことを示し、さらに、「その論理から申しまして、他国に対する外国の武力攻撃が発生している状況では、また日本国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆ることにはない。よつて、その段階では、日本が底からくつがえされる」とい

何らかの自衛の措置、つまり、集団的自衛権を行使することはできず、日本に対する外国の武力攻撃が発生して、そこで初めて自衛の措置たる個別的自衛権が行使できる」と明言しています。つまり47年見解の読み替えとは、「同盟国等に対する外国の武力攻撃」と読み替へれば、続けて「それによつて国民の生命等が根底から覆される」と一連の文章として論理が成立することを前提としています。しかしこれに對して、「国民の生命等が根底からくつがえされる」とい

法理を作つた当の吉國長官本人が、「同盟国等に対する外国の武力攻撃が発生している状況では、日本国民の生命等が根底から覆ることにはない。よつて、その段階では、日本が自衛の措置たる集団的自衛権を行使することにはできない」と明言しているのです。この「47年見解の読み替え」は粉砕できる！



昭和47年見解が作成される契機になった吉國一郎内閣法制局長官の国会答弁

憲法第九條の戦争放棄の規定によつて、他国の防衛までをやるという事は、どうしても憲法九條をいかに読んでも読み切れない

外国の侵略が現実起こつた場合に「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利」が根底からくつがえされるおそれがある。その場合に、自衛のための必要な措置をとることを憲法が禁じているものではない、というのが憲法第九條に対する解釈の根底でございます。

その論理から申しまして、集団的自衛権の権利ということばを用いるまでもなく、他国が侵略されているという状態ではないということで、まだ日本が自衛の措置をとる段階ではない。日本への侵略行為が発生して、そこで初めて自衛の措置が発動する。

「47年見解の読み替え」が違憲無効であることの立証は、当政府見解の作成者の意志以外にも、多数の観点から可能です。例えば、昭和29年の参議院本会議決議は、憲法9条で許容される自衛権について「日本が武力攻撃を受けた時の正当防衛行為」(これは7.1閣議決定以前の政府解釈と同じ)、すなわち、限定的な集団的自衛権の行使を真つ向から否定し、かつ、「将来の解釈改憲を禁止」しており、本決議に反して昭和47年当時の内閣法制局が限定的な集団的自衛権を許容する政府見解を作成するはずがありません。

たものは存在しない」と答弁等してあります。9條の解釈は戦後一貫しているのですから、もはや安倍内閣は7・1閣議決定について、47年見解だけにすがりつき、そこに限定的な集団的自衛権行使が書かれていたと言ひ張るしかないので。この「47年見解の読み替え」を叩き潰した瞬間に、解釈改憲は崩れ去り、安保法制も倒壊し、解釈改憲の法的かつ政治的責任と米國議會演説等の外交責任を取つて安倍内閣は総辞職するしかないのです。この解釈改憲は論破し、打倒することが出来ます。本来なら最高裁で違憲判決が出るはずですが、しかし最高裁判事は安倍内閣が任命権を持っていて、何が何でもこの国会で安保法制を阻止するしかありません。そのため「戦争反対！」を叫ぶだけでは通用しません。「安倍総理の口は47年見解の読み替えだ！」言葉遊びのインチキで集団的自衛権を解禁するな！「読んで読んで、読み切れぬ！」「読んで読んで、読み切れぬ！」「読んで読んで、読み切れぬ！」と、47年見解の読み替えを社会全体の声として追及していかなくてはなりません。国民、市民の皆さんにはこの救国論点を思い付く限りのところに、あらゆる手段で届けて頂きたいと思ひます。

聞き手・写真/成澤宗男、野中大樹(編集部)